

## 入間市国民健康保険運営協議会について

### 1 設置の趣旨

国民健康保険運営協議会（運営協議会）は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置される市長の諮問機関です。

運営協議会は、国民健康保険事業の運営の適正を図るため、被保険者、保険医、公益、被用者保険等のそれぞれの立場の代表の方に、それぞれの立場から国保事業に関与していただき、必要な意見の交換や調整などを行い、その結果の意見を市長に答申し、市長の判断資料を提供するという役割を果たすものです。

### 2 根拠法令等

- (1) 国民健康保険法（第11条）
- (2) 国民健康保険法施行令（第2条～第4条）
- (3) 入間市国民健康保険条例（第2条～第3条）
- (4) 入間市国民健康保険に関する規則（第2条～第7条）

### 3 組織

#### (1) 委員の構成

運営協議会は、次の委員によって構成されます。

- ① 被保険者を代表する委員 5人
- ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- ③ 公益を代表する委員 5人
- ④ 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

#### (2) 委員の任期

委員の任期は3年で、補欠の委員の任期は前任者の残任期間です。

令和7年1月1日～令和9年12月31日

#### (3) 会長

会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙します。会長に事故があるときは、会長選挙に準じて選挙された委員がその職務を代行します。

### 4 審議事項

運営協議会は、市長の諮問に応じて、国民健康保険事業の基本となすべき事項及び国民健康保険財政に重大な影響を及ぼす事項を審議します。

具体的には、国民健康保険税の税率など賦課に関する事、出産育児一時金や葬祭費などの保険給付の種類及び内容に関する事などが該当します。

また、運営協議会は、市長の諮問に応ずるとともに、自ら進んで意見を述べるすることができます。

### 5 運営協議会の開催

運営協議会は、市長の諮問に応じて審議し、答申を行いますので、審議していただく案件に応じて会長が招集し、開催されます。例年、年2回から5回程度、開催されています。

会議の時間は、午後2時頃から午後3時までを基本としています。

開催年度			審議事項
令和4年度	第1回	R4. 8. 2	(1)令和3年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて (2)令和4年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について (3)入間市国民健康保険税条例の一部を改定する条例(案)について (4)令和5年度以降の税率改定実施時期について
	第2回	R5. 2. 7	(1)令和4年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について (2)令和5年度入間市国民健康保険特別会計予算(案)について
令和5年度	第1回	R5. 5.23	(1)令和6年度における国民健康保険税率等の改定について(諮問)(答申11/1) (2)賦課限度額の引き上げについて
	第2回	R5. 7.18	(1)令和4年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて (2)令和5年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について (3)令和6年度国民健康保険税率改定について
	第3回	R5.10.10	(1)令和6年度における国民健康保険税率等の改正について (2)入間市国民健康保険税条例の一部改正について
	第4回	R6. 1.30	(1)令和5年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について (2)令和6年度入間市国民健康保険特別会計予算(案)について
令和6年度	第1回	R6. 7.23	(1)令和5年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて (2)令和6年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について (3)入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について (4)入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	第2回 (本日)	R7. 1.14	(1)令和6年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について (2)令和7年度入間市国民健康保険特別会計予算(案)について

令和7年度につきましては、令和8年度税率改定に関する協議をお願いすることから、年5回(令和7年5月13日(火)、7月、10月、11月、2月)を予定しています。

# 根拠法令等

## 国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## 国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第2条 法第11条第1項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第4条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第3条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## 入間市国民健康保険条例（抜粋）

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称等）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により市に設置する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、入間市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

3 前項の委員は、市長が委嘱する。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

## 入間市国民健康保険に関する規則（抜粋）

（所掌事項）

第2条 入間市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) その他国民健康保険事業の運営上重要なものと認められる事項

（会長の職務）

第3条 会長は、会務を総理する。

（会議）

第4条 協議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 協議会の招集は、会議の日の7日前までに、会議の内容、日時、場所等を明示した書面を各委員に送付して行うものとする。

3 協議会は、条例第2条に掲げる委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（議事録）

第5条 会長は、議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、健康推進部国保医療課において処理する。

（委任）

第7条 前三条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。